



## 令和5年度労働報酬下限額について

東京都北区公契約条例（令和4年6月21日条例第21号）第7条第2項の規定により、令和5年7月1日から締結する特定公契約に適用される労働報酬下限額を定めたので、同条例第7条第5項の規定により告示する。

## 1 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等に係る労働報酬下限額

## (1) 熟練労働者及び一人親方

単位：円（1時間あたり）

NO	職種	労働報酬下限額	NO	職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	3,004	27	普通船員	2,982
2	普通作業員	2,689	28	潜水士	5,097
3	軽作業員	1,890	29	潜水連絡員	3,702
4	造園工	2,678	30	潜水送気員	3,600
5	法面工	3,409	31	山林砂防工	3,263
6	とび工	3,364	32	軌道工	5,862
7	石工	3,330	33	型わく工	3,094
8	ブロック工	3,105	34	大工	3,105
9	電工	3,240	35	左官	3,319
10	鉄筋工	3,263	36	配管工	2,892
11	鉄骨工	2,982	37	はつり工	3,072
12	塗装工	3,522	38	防水工	3,690
13	溶接工	3,645	39	板金工	3,454
14	運転手（特殊）	3,117	40	タイル工	3,353
15	運転手（一般）	2,520	41	サッシ工	3,263
16	潜かん工	3,612	42	屋根ふき工	3,454
17	潜かん世話役	4,489	43	内装工	3,353
18	さく岩工	3,825	44	ガラス工	3,229
19	トンネル特殊工	3,488	45	建具工	3,353
20	トンネル作業員	3,027	46	ダクト工	2,914
21	トンネル世話役	4,107	47	保温工	2,824
22	橋りょう特殊工	3,544	48	建築ブロック工	3,330
23	橋りょう塗装工	3,522	49	設備機械工	2,858
24	橋りょう世話役	4,152	50	交通誘導警備員A	2,014
25	土木一般世話役	3,252	51	交通誘導警備員B	1,744
26	高級船員	3,758			

(2) (1) 以外（労働者の合意の下、見習い・手元等と使用者が判断する労働者、年金等受給に伴い賃金を調整している労働者等）

単位：円（1時間あたり）

労働報酬下限額	1,470
---------	-------

2 工事又は製造の請負契約以外の請負契約並びに業務委託及び指定管理協定に従事する特定労働者等に係る労働報酬下限額

単位：円（1時間あたり）

労働報酬下限額	1,147
---------	-------

ただし、区外の施設に係る特定公契約に従事する特定労働者等については、従事する施設が所在する市町村の会計年度任用職員(事務補助)の令和5年度に適用される時間単価と同額とする。

上記に関わらず、年度途中で最低賃金が改定され、労働報酬下限額が改定後の最低賃金を下回った場合は、その効力発生以後の労働報酬下限額は改定後の最低賃金とする。

令和 5年 3月 6日

東京都北区長

花川 與 惣 太

